

介護保険サービス等自主点検表(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (令和6年11月8日更新)
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

- 主な根拠法令等
- ・地密基準 : 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号)
 - ・解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
 - ・市条例 : 奈良市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成30年奈良市条例第12号)
 - ・市要項 : 奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する要項

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(*) 基本方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるか。		☐	☐	地密基準第3条の2	
I-2 暴力団の排除	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		☐	☐	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数は、次の基準を満たしているか。 ・オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上 ・定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ・随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 ・訪問看護サービスを行う看護師等は、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 1 看護職員は、常勤換算方法で2.5以上 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数	常勤換算数の算出方法は以下の通り A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計 (時間) B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数 (時間) C A÷B= (人) 小数点第二位以下切り捨て 常勤換算数=常勤の従業者の人数+C= (人) ○「看護職員」= 保健師、看護師又は准看護師	☐	☐	地密基準第3条の4第1項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・従業者の勤怠状況がわかるもの (例:タイムカード、勤怠管理システム) ・資格要件に合致していることがわかるもの (例:資格証の写し)
	●【解釈通知第2-2(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める(就業規則、雇用契約等)時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。 また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。 ●【地密基準第3条の4第12項】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、居宅基準第60条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、看護職員を常勤換算方法で2.5以上配置しているものとみなすことができる。					

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、訪問介護のサービス提供責任者の業務に1年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ●【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（厚生労働省告示）】オペレーターについて、その他厚生労働大臣が定める者は、次のとおり。 ・医師 ・保健師 ・准看護師 ・社会福祉士 ・介護支援専門員		☐	☐	地密基準第3条の4第2項	
	オペレーターのうち一人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。		☐	☐	地密基準第3条の4第3項	
	オペレーターは専らその職務に従事する者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ●【地密基準第3条の4第5項】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ・指定短期入所生活介護事業所 ・指定短期入所療養介護事業所 ・指定特定施設 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定地域密着型特定施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院		☐	☐	地密基準第3条の4第4項	
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ●【地密基準第3条の4第7項】当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 ●【地密基準第3条の4第8項】オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。		☐	☐	地密基準第3条の4第6項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師であるか。		☐	☐	地密基準第3条の4第9項	
	看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者であるか。		☐	☐	地密基準第3条の4第10項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、計画作成責任者としているか。		☐	☐	地密基準第3条の4第11項	
Ⅱ-2* 管理者	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は（「 <u>同一敷地内にある</u> 」を削除。＜令和6年度改正事項＞）他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ●【<u>解釈通知第3-1-2(2)③</u>】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。＜令和6年度改正事項＞	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を記録しているか。	☐	☐	地密基準第3条の5	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
Ⅲ-1 設備及び備品等	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ●【<u>解釈通知第3-1-3(3)</u>】特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。	指定の際に届出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	☐	☐	地密基準第3条の6第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。ただし、1に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 2 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		☐	☐	地密基準第3条の6第2項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 ●【<u>地密基準第3条の6第4項</u>】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、地密基準第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、地密基準第6条第1項から第3項を満たしているものとみなすことができる。		☐	☐	地密基準第3条の6第3項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1＊ 内容及び手続の 説明及び同意	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ●【市要項第3章第1-3】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・通常の事業の実施地域 ・利用料その他の費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先） ・守秘義務 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合における指定訪問看護事業所との連携の内容 ・他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容 ・他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の、事業所間の連携の内容等 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ●【地密基準第3条の7第2項】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	開所時間、職員の員数、通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。 記載内容とサービスの実態が乖離していないか。 利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。 サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。	□	□	地密基準第3条の7	・重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ・利用契約書
IV-2 提供拒否の禁止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいないか。 ●【解釈通知第3-1-4(3)】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由 ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合 ・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合	通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。	□	□	地密基準第3条の8	
IV-3 サービス提供困難時の対応	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		□	□	地密基準第3条の9	
IV-4＊ 受給資格の確認	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか。	事業所で保管している被保険者証の写しが古いものであるケースに注意。	□	□	地密基準第3条の10第1項	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
			□	□	地密基準第3条の10第2項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-5 要介護認定の申請に係る援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の11第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の11第2項	
IV-6＊ 心身の状況等の把握	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	サービス担当者会議の記録や、フェイスシート等が保管されているか。	☐	☐	地密基準第3条の12	・サービス担当者会議の記録
IV-7＊ 指定居宅介護支援事業者等との連携	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	地密基準第3条の13第1項	・サービス担当者会議の記録
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		☐	☐	地密基準第3条の13第2項	
IV-8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の14	
	●【介護保険法施行規則第65条の4】 ・居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。））、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第3号において同じ。））、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第3号及び第4号において同じ。））、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。）に限る。次号において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。 1当該居宅要介護被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 2当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 3当該居宅要介護被保険者が当該指定地域密着型サービスを含む指定地域密着型サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。 ・居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。 ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。					

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-9＊ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を取り寄せているか、居宅サービス計画の期限が切れていないか、居宅サービス計画で位置付けられているサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画にも盛り込まれているかなど、居宅サービス計画との整合性を確認しているか。	☐	☐	地密基準第3条の15	・居宅サービス計画 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの）
IV-10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	居宅サービス計画の内容と、実際の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供内容及び利用者にとって必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容に大きな、又は継続的なズレが生じている場合などは、利用者の意向を確認した上で、介護支援専門員に連絡しているか。	☐	☐	地密基準第3条の16	
IV-11 身分を証する書類の携行	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ●【解釈通知第3-1-4(11)】身分を証する書類の記載事項 ・当該事業所の名称及び当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名は必ず記載。 ・当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の写真の貼付や職能の記載があることが望ましい。		☐	☐	地密基準第3条の17	
IV-12＊ サービス提供の記録	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について介護保険法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ●【解釈通知第3-1-4(12)1】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日 ・サービス内容 ・保険給付の額 ・その他必要事項	サービス利用票（提供票）等は保管されているか。	☐	☐	地密基準第3条の18第1項	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ●【市要項第3章第1-4】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にサービス提供記録に記載しなければならない内容としては、次のとおりである。 ・訪問介護員等の氏名 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日 ・サービスの開始時刻及び終了時刻 ・提供した具体的なサービスの内容 ・利用者の氏名及び心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	☐	☐	地密基準第3条の18第2項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-13* 利用料等の受領	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	☐	☐	介護保険法第41条第8項準用	・請求書 ・領収書
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		☐	☐	地密基準第3条の19第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。		☐	☐	地密基準第3条の19第2項	
	●【解釈通知第3-1-4(13)2】そもそも介護保険給付の対象となる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない ・利用者に当該事業が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ・会計が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分されていること。 ●【解釈通知第3-1-4(13)5】利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められないものである。 ●【市要項第3章第1-5】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費の支払を利用者から受けることができる。 なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする。		☐	☐		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、通常の事業の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	☐	☐	地密基準第3条の19第4項	
IV-14 保険給付請求のための証明書の交付	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		☐	☐	地密基準第3条の20	
IV-15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。		☐	☐	地密基準第3条の21第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。		☐	☐	地密基準第3条の21第2項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-16＊ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な取扱方針	定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第1号	
	随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第2号	
	随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第3号	
	訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第4号	
	訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第5号	
	特殊な看護等を行っていないか。	医学的根拠の希薄な、民間療法等を行っていないか。	☐	☐	地密基準第3条の22第6号	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第7号	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐	地密基準第3条の22第8号	・身体的拘束等の記録 （身体的拘束等がある場合）
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。＜令和6年度改正事項＞				地密基準第3条の22第9号	
	●【解釈通知第3-1-4(15)⑤】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞		☐	☐		
IV-17 主治の医師との関係	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第10号	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。		☐	☐	地密基準第3条の22第11号	
					地密基準第3条の23第1項	
					地密基準第3条の23第2項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に、訪問看護サービスを利用している利用者の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。		☐	☐	地密基準第3条の23第3項	
	●【地密基準第3条の23第4項】医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。		☐	☐	地密基準第3条の23第4項	
IV-18＊ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 ●【解釈通知第3-1-4(17)1】定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、アセスメントに基づき援助の方向性や目標を明確にした上で、次に掲げる内容を記載すること。 ・担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名 ・サービスの具体的内容 ・サービスの所要時間、日程等	フェイスシート、アセスメントシート等は保管されているか。	☐	☐	地密基準第3条の24第1項	・居宅サービス計画 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（利用者の同意があったことがわかるもの） ・アセスメントの結果がわかるもの ・モニタリングの結果がわかるもの ・訪問看護報告書
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出しているか。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画の内容に基づいて作成されるものではあるが、居宅サービス計画の丸写しとなっていないか。	☐	☐	地密基準第3条の24第2項	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第3項	
	●【解釈通知第3-1-4(17)3】看護職員によるアセスメント及びモニタリングは、訪問看護サービスを利用しない者に対しても実施し、概ね月1回程度行われることが望ましい。なお、訪問看護サービス利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りる。		☐	☐		
	訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、地密基準第3条の24第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第4項	
	●【解釈通知第3-1-4(17)4】訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画には、訪問看護サービスを利用しない利用者に記載すべき内容に加えて、次に掲げる内容を記載すること。 ・利用者の希望 ・主治医の指示及び看護目標 ・具体的なサービス内容等		☐	☐		
	計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に療養上の目標等を記載する際に必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第5項	
	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。	☐	☐	地密基準第3条の24第6項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第7項	
	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っているか。	モニタリングシート、評価シート等は保管されているか。	☐	☐	地密基準第3条の24第8項	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更に際しては、定期巡回随時対応型訪問介護看護計画の作成と同様の基準を満たしているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第9項	
	訪問介護サービスを行う看護師等（准看護師を除く）は、訪問介護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第10項	
	常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の24第11項	
IV-19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く）の提供をさせていないか。		☐	☐	地密基準第3条の25	
IV-20 利用者に関する市町村への通知	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		☐	☐	地密基準第3条の26	
IV-21＊ 緊急時等の対応	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	・利用者から、緊急時に連絡すべき主治医等の連絡先をあらかじめ確認しているか。 ・緊急時対応マニュアル等を整備しているか。	☐	☐	地密基準第3条の27第1項	・運営規程 ・サービス提供記録
	看護職員である定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の27第2項	
IV-22 管理者等の責務	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の28条第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の28第2項	
	計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の28第3項	

介護保険サービス等自主点検表(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (令和6年11月8日更新)
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-23 * 運営規程	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ●【解釈通知第3-1-4(21)1】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様） ●【解釈通知第3-1-4(21)2】営業日は365日と、営業時間は24時間と記載すること。 ●【解釈通知第3-1-4(21)5】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものにする。なお、当該地域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。 ●【解釈通知第3-1-4(21)6】虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。 通常の事業の実施地域外の交通費は、実施地域を越えた地点からとなっているか。又、当該料金の算出については1km毎が望ましい。 通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狹川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。	□	□	地密基準第3条の29	・運営規程
IV-24 * 勤務体制の確保等	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めているか。 ●【解釈通知第3-1-4(22)1】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について次に掲げる事項を明確にすること。 ・日々の勤務時間 ・職務の内容 ・常勤、非常勤の別 ・管理者との兼務関係等 ●【市要項第3章第1-7①】勤務表を作成する上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れていないか。	□	□	地密基準第3条の30第1項	・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの (例:勤務体制一覧表、勤務実績表) ・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかるもの

介護保険サービス等自主点検表(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (令和6年11月8日更新)
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ●【地密基準第3条の30第3項】随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。	○「指定訪問介護事業所等」＝ 指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所	☐	☐	地密基準第3条の30第2項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ●【市条例第11条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。	研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。	☐	☐	地密基準第3条の30第4項	・研修の計画及び実施がわかるもの
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ●【解釈通知第3-1-4(22)6】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）		☐	☐	地密基準第3条の30第5項	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-25＊ 業務継続計画の策定等	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	【減算適用】 ・業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算有り。（令和7年3月31日までは適用しない。）			地密基準第3条の30の2第1項	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	●【解釈通知第3-1-4(23)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。 ・感染症に係る業務継続計画 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2 初動対応 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3 他施設及び地域との連携		□	□		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。		□	□	地密基準第3条の30の2第2項	
	●【解釈通知第3-1-4(23)3】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-1-4(23)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的に実施するものとする。		□	□	地密基準第3条の30の2第3項	

介護保険サービス等自主点検表(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (令和6年11月8日更新)
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26＊ 衛生管理等	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の31第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。		☐	☐	地密基準第3条の31第2項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ●【解釈通知第3-1-4(24)2イ】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-1-4(24)2ロ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） ●【解釈通知第3-1-4(24)2ハ】感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-1-4(24)2ニ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的に実施するものとする。	☐	☐	地密基準第3条の31第3項	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの	
IV-27(＊) 掲示	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ●【地密基準第3条の32第2項】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	☐	☐	地密基準第3条の32第1項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。（令和7年度から義務付け）＜令和6年度改正事項＞ ●【解釈通知第3-1-4(25)】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。＜令和6年度改正事項＞	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。	☐	☐	地密基準第3条の32第3項	
IV-28＊ 秘密保持	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		☐	☐	地密基準第3条の33第1項	・個人情報の使用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	☐	☐	地密基準第3条の33第2項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いかな。	☐	☐	地密基準第3条の33第3項	
IV-29＊ 広告	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。		☐	☐	地密基準第3条の34	・パンフレット/チラシ ・web広告
IV-30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		☐	☐	地密基準第3条の35	
IV-31＊ 苦情処理	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	☐	☐	地密基準第3条の36第1項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	☐	☐	地密基準第3条の36第2項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の36第3項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		☐	☐	地密基準第3条の36第4項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の36第5項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		☐	☐	地密基準第3条の36条第6項	

介護保険サービス等自主点検表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（令和6年11月8日更新）
 ※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-32 * 地域との連携等	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	○「介護・医療連携推進会議」＝利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会	□	□	地密基準第3条の37第1項	・介護・医療連携推進会議の記録
	●【解釈通知第3-1-4(29)1】介護・医療連携推進会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合に、利用者又はその家族が参加する際は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ること。 ●【解釈通知第3-1-4(29)1】介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催してもよい。 ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。 ・合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ・外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。 ●【解釈通知第3-1-4(29)2】指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として自らが提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において外部評価を行っているか。					
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議への報告、介護・医療連携推進会議からの評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。					
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。					
IV-33 * 事故発生時の対応	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているか。	奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。	□	□	地密基準第3条の38第1項	・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	●【解釈通知第3-1-4(30)】事故に対する対応としては、次に掲げる事項留意すること。 ・利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。					
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。					

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		☐	☐	地密基準第3条の38第3項		
IV-34 * 虐待の防止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-1-4(31)1】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-1-4(31)2】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ●【解釈通知第3-1-4(31)3】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-1-4(31)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。	【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算有り。	☐	☐	地密基準第3条の38の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ・担当者を置いていることがわかるもの

介護保険サービス等自主点検表(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (令和6年11月8日更新)
※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改革等に一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-35(＊) 会計の区分	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。		☐	☐	地密基準第3条の39	
IV-36(＊) 記録の整備	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		☐	☐	地密基準第3条の40第1項	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的なサービスの内容等の記録 ・ 訪問看護サービスの提供の開始の際に受けた主治の医師による指示の文書 ・ 訪問看護報告書 ・ <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録<令和6年度改正事項></u> ・ 地密基準第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 ・ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。	☐	☐	地密基準第3条の40第2項 市条例第16条	